

令和8年第2回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和8年3月24日（火）14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第18号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第19号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第20号 学校薬剤師の委嘱および解嘱について

議第21号 見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について

議第22号 見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について

議第23号 見附市立保育園嘱託医及び嘱託歯科医の委嘱について

議第24号 見附市立保育園、子育て支援センターの第三者委員の委嘱について

議第25号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第26号 見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について

議第27号 見附市乳児通園支援事業の認可等に関する規則の制定について

議第28号 見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第29号 見附市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

議第30号 見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第31号 見附市教育支援センター設置規則の入り部を改正する規則の制定について

議第32号 見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

ついて

議第 3 3 号 見附市学校適正配置計画の策定について

議第 3 4 号 見附市教育振興基本計画の策定について

議第 3 5 号 見附市乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

議第 3 6 号 見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 3 7 号 見附市立学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 3 8 号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 3 9 号 見附市放課後児童クラブ ICT 化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 4 0 号 見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 4 1 号 見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 4 2 号 見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第 4 3 号 見附市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 木 可 奈 子

委 員 武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学 校 教 育 課 長	遠 藤 哲 也
こ ど も 課 長	早 川 雅 美
市民部長兼まちづくり課長	遠 藤 拓 央
主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こ ど も 課 長 補 佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和8年第2回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者は5人であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「3月市議会定例会一般質問について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1、「3月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、五十嵐議員、馬場議員、樺澤議員、重信議員、小坂井議員、信賀議員の6名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、五十嵐議員から「第6次見附市総合計画初年度の施策の実行について」質問がありました。

民間保育施設の園舎改修や多機能子育て支援施設の整備支援における将来の見通しについては、保育施設の多様化するニーズへの対応に配慮しつつ、公立の保育施設による保育必要量の調整や担う役割などの在り方を検討していくことと、子育て支援拠点のサービスの質的な面と財政的な面から原則として民間の力を大いに活用し公立の既存施設について一部廃止も含めて検討し調整していきたいと答弁いたしました。

また、放課後児童健全育成事業の課題と方向性については、ニーズに適切に対応で

きるよう努めていくことと保護者や運営団体の意見を聞きながら検討していきたいと答弁いたしました。

次に、馬場議員から「学校統廃合・児童、地元住民の声を聞くことを大切について」質問がありました。

学校再編の取組は、市として極めて重要な取り組みであることから、着実に再編を進めていくことと地域住民や子どもたちの考えを大切にしていきたいと答弁しました。

次に、樺澤議員から「学校適正配置計画策定について」質問がありました。

学校適正配置計画案の説明会では、通学手段などの質問をいただきましたが、再編の方向性については大筋でご理解を得ることができたと考えており、大きな方向性の変更は無いと答弁いたしました。

次に、重信議員から「見附市学校適正配置計画（案）について」質問がありました。

学校適正配置計画案の説明会では、通学手段については令和8年度に検討を行うことと、魅力あふれる見附の未来を築くうえで学校再編は重要な取組であり、学校再編準備室を設置して着実に取り組んでいくと答弁いたしました。

また、学区外就学と国基準との相違についての考え方および休止する市民プールの代替え案について答弁しました。

次に、小坂井議員から「学校給食費無償化の課題が見えてきたについて」質問がありました。

小学生給食費無償化と中学生への拡大について、自治体間の競争ではなく全額国費で無償化を実現できるよう国に要望していきたいと答弁しました。

また、登校できていない生徒の給食費の対応については、国の通知を待ちたいということと、市外通学生の給食費の対応については、通学先の学校における対応となることを答弁いたしました。

最後に、信賀議員から「人口減少対策におけるこどもと若年層へのアプローチ、市

民活動の在り方について」質問がありました。

みつけ J o b チャレ教育が見附で生活することを将来の選択肢にする取組については、地域に根差した特色ある取組を展開することで、将来、見附市を魅力的な選択肢の一つとしてイメージすることにつながっていくと捉えていると答弁いたしました。

また、各校の特色ある取組の学校統廃合における取扱いについては、統合後の学校運営協議会などにおいて議論していただき、これまで大事にしてきた特色ある地域の取組をどうしていくのか、学校・家庭・地域が改めて伝統文化の価値を共有し子どもたちが「この伝統を次の世代につなぐのは自分たちだ」と思えるよう環境整備に努めていきたいと答弁しました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2、「子ども・若者からの意見聴取について」を、こども課長より報告願います。

こども課長

報告事項2、「インターネットフォーム開設による子どもからの意見聴取について」説明いたします。

こどもの声を積極的に聞き、各種施策に反映していくための取組として、令和7年11月に専用インターネットフォームの開設によるアイデアの募集を行いました。子どもたちの意見についてまとめましたので報告いたします。

見附がもっと楽しくなるアイデア（見附でこんな風に暮らしたい、こんな見附に

なってほしい など)、市内在住または市内の学校に通っている小学生～高校生年代を対象に実施いたしました。本日配布させていただきました資料は、概要をまとめたものです。様々な意見を受け、関係各課からの回答案をこども向けの表現にリバイスして作成しております。こどもたちの意見に対し、ひとつひとつ回答した詳細版もあるのですが、修正中でありますのでとまり次第、見附市のホームページに掲載いたします。なお、多かった意見として、勉強スペースの設置、スポーツ施設の新設、商業施設へのニーズなどがありました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

齋木委員

質問をしたこどもには学校を通じて回答するのですか。

こども課長

T e t o r u を使ってアンケートフォームを配信をした経緯もあるので、回答も T e t o r u を通じた配信を考えています。

教 育 長

実際に閲覧できるのはホームページ上になりますか。

こども課長

T e t o r u 配信から市のホームページへ飛ぶようにしようと考えています。そのほか、L I N E での周知も考えています。

武田委員

回答した個人は特定ができますか。

こども課長

個人名の特定はできません。1問1答形式で掲載しています。

武田委員

自由な意見を得るためには、あまり個人が特定されない方が良いかと思いました。

教育長

詳細版が1問1答形式ということですか。

こども課長

その通りです。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3、「令和8年度新採用・転入教職員面識会の開催について」を、学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

報告3、「令和8年度新採用・転入教職員面識会」について報告いたします。

令和8年度見附市新採用・転入教職員面識会を、4月10日（金）午後3時20分より、見附市文化ホールアルカディアの小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市長及び市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4、報告5に移りますが、この議題につきまして、報告4は「生徒の進学等に関する内容を含むこと」、報告5は「関係者のプライバシー等個人情報を多く含むこと」であることから、見附市教育委員会会議規則第9条により、本議案の報告は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案件の報告は、非公開により進めることといたします。

事務局においては、会議録の調整について、対応をお願いします。

■ ここから非公開 ■

■ ここで非公開終了 ■

教 育 長

以上で報告事項を終了します。

それでは、日程第3、議件に移ります。

議第18号、「専決処分について（教職員人事の内申について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第18号、「専決処分（教職員人事の内申について）」説明いたします。

議第18号、専決処分について。専決第2号、教職員人事の内申について、3月6日付で専決処分しましたので承認をお願いするものであります。

教諭・三職につきましては、小学校は、転出54名、転入48名。中学校は、転出32名、転入32名。特別支援学校は、転出19名、転入19名です。転出・転入者

の詳細は、資料を参照願います。

学級数の減少により、名木野小学校は職員の配置が2名減、上北谷小学校は、5・6年の複式学級と2・4年のとび複式学級と特別支援学級となるため、3名減となり、現時点での職員の配置はありません。ただし、養護教諭と主事については、このままの学級が維持できれば、5月1日より県費による非常勤職員が配置される予定です。また、昨今の教員不足の影響もあり、今町中学校、見附中学校、今町小学校において、欠員が1名出ているという状況です。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第19号、「専決処分について（職員人事の内申について）」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第19号、「専決処分について（職員人事の内申について）」を説明いたします。

職員人事の内申について、3月18日付で専決処分をしましたので、承認をいただ

くものです。

異動の内容としましては、転入が7人、転出が4人、昇任及び配置換えのほかに、退職が5人となっております。この会議の出席者では、こども課の橘主幹が市立病院へ異動となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第20号、「学校薬剤師の委嘱および解嘱について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第20号、「学校薬剤師の委嘱及び解職について」説明いたします。

見附市の学校薬剤師、井上いずみさんと土田道子さんが、令和7年度末をもって学校薬剤師を辞職したい旨の申し入れがありました。それに伴い、長岡市薬剤師会より後任者として適切な者の推薦がありましたので、井上いずみさんと土田道子さんを令和8年3月31日付けで解職し、後任として、土田香織さんと原山正敏さんを令和8

年4月1日付けで委嘱するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第21号、「見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第21号、「見附市重大事態対策委員会委員の委嘱について」説明いたします。

現在、4名の方への委嘱を了解いただいているところです。医療関係者として医師の土谷修一さん、学識経験者として角田勝久さん、福祉関係者として社会福祉士の黒坂昭仁さん、心理関係者として臨床心理士の反町道夫さんです。なお、あとひとり、法律関係者として県の弁護士会に委員の推薦を依頼しているところですが、3月23日現在調整中とのことです。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

明日、3月25日に臨時委員会として委員を招集し、これまでの経緯や今後の委員

会の動き等を説明する予定です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第22号、「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第22号、「見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について」説明します。

前回の教育委員会の中で、子ども・子育て地域協議会設置について、条例で定めると、ご説明させていただきました。

条例第3条の規定により、委員は子ども・子育て支援に関して学識経験のある者その他教育長が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱するとしています。

この度、委員の推薦依頼を行っていた各種団体等から推薦をいただいた方及び、委員依頼を行った方、計8名について委員委嘱をするものと、公募により3名の応募がありました。公募の3名の方は、何れも子育て支援や教育現場で活躍されており、こども、子育て施策等の意見を積極的にいただけ、適任と判断できますので、この3名

の方を委嘱、計11名を委嘱するものでございます。なお任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第23号、「見附市立保育園嘱託医及び嘱託歯科医の委嘱について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第23号、「見附市立保育園嘱託医及び嘱託歯科医の委嘱について」説明します。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの、市内公立保育園3か所の嘱託医師及び歯科医師について表のとおりとし、委嘱するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第24号、「見附市立保育園、子育て支援センターの第三者委員の委嘱について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第24号、「見附市立保育園、子育て支援センターの第三者委員の委嘱について」説明します。

公立保育園等への苦情等について、「保育園及び子育て支援センター等における苦情等解決実施要領」に基づき解決を図ることとしております。任期が令和8年3月31日で満了となるため、苦情等を円滑かつ円満に図ることができ、地域のことを熟知している方として見附市民生委員児童委員連絡協議会へ推薦を依頼いたしました。4名の方の推薦があり適任と考えますので委嘱するものです。なお任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第25号、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。市民部長に説明を求めます。

市民部長

議第25号、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

現在委嘱しております同審議会の委員が、この3月31日をもって任期満了となることから、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条」の規定により、13名の委員を委嘱するものです。

なお任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第26号、「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第26号、「見附市学校給食費等の徴収に関する条例施行規則の制定について」を説明いたします。

規則制定の目的についてですが、令和8年度から給食費公会計化を行うため制定された、見附市学校給食費等の徴収に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

条文について、説明いたします。

まず、第1条では本規則の趣旨について、第2条は本規則の用いる用語の定義について規定しております。第2条の2では、給食費等の額について、第3条では、給食費等の納付額について、第4条では、年間納付額の調整について、第5条では、給食費等の納付期限について、第6条では給食費等の督促について規定しております。

第7条では、給食費等の減免について、第8条では、給食費等の還付等について規定いたしました。第9条でこの規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は別に定めるとしております。

附則におきまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第27号、「見附市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第27号、「見附市乳児等通園支援事業の許可等に関する規則の制定について」説明します。

子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は令和8年度より給付事業として位置づけられ、市町村が事業者の認可権者となります。

認可等の実施にあたり必要な事項を定める標記規則を制定するものでございます。

条文について説明します。

第1条で(趣旨)を、第2条(設置の認可等)、第3条(廃止又は休止)、第4条(命令・認可の取消し)について、第5条(その他)として、この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。とします。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第28号、「見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第28号、「見附市教育委員会組織規則及び見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

規則改正の目的についてですが、令和8年度から、学校統廃合に伴う業務を行うため、教育総務課内に「学校再編準備室」を設置するための必要な改正を行うものです。

条文について、説明いたします。

第1条で、見附市教育委員会組織規則の一部を改正し、「係」を「室・係」に、「主幹」の次に「、室長」を加え、別表第1の中に「学校再編準備室」と総務管理係の分掌事務中に「学校再編に関すること」を加え、学校教育係の中の文言修正を行うものです。

第2条で、見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正し、「課長補佐」の次に「、室長」を加えるものです。

附則におきまして、施行期日を令和8年4月1日と定めるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第29号、「見附市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第29号、「見附市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正の理由ですが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（令和8年4月1日施行）され、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっ

ている学校運営に関する「基本的な方針」に、2月にご承認いただいた教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の実施に関する内容を含める必要が生じたために改正をするものでございます。

本規則については、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第30号、「見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第30号「見附市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正の理由ですが、教職員の働き方改革に基づき、諸手続きの簡素化を図っていくこと及び修学旅行における実施学年等が規則制定当時と乖離が生じていることから

改正の必要が生じたために改正をするものでございます。

例えば、運動会や学芸会等、年間行事計画で教育委員会に提出済の行事について、実施の際の再度の届け出を不要とするといったことです。

本規則については、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第31号、「見附市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第31号、「見附市教育支援センター設置規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

改正の理由ですが、プレイラボみつけ内に教育支援センター「フリーラボみつけ」を増設したことに伴い、規則改正の必要が生じたために改正するものでございます。

この規則は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第32号、「見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第32号、「見附市病後児保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、病後児保育室の利用者がいない日も利用受付等のため、午後6時まで職員が勤務しています。午後5時から午後6時までの間の利用受付数も少ない現状のため、利用者のいない日の開設時間と利用申込受付時間を午後5時までに変更するものです。

条文を説明します。

第4条第1項第2号「開設時間 午前8時から午後6時まで」の次に、「。ただし、病後児保育室の利用者がいない日は、午前8時から午後5時までとする。」を加え、第6条第1項中「前日までに」を「前日の午後5時までに」に改める。

附則におきまして、この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小倉委員

夕方に翌日の予約など入らないのですか。

こども課長

現在は、午後5時～午後6時までの受付をされる方がほとんどいない状況ですので問題ないかと思えます。

小倉委員

市民視点に立つと、受付時間が5時までなのか6時までなのか分からないのではありませんか。

こども課長

基本的には5時までの受付とします。利用者がいる場合は特例的に6時まで受け付けるような形になります。また、開館情報は市のホームページに掲載しています。

小倉委員

利用者にとって分かりやすい形であればよいと思えます。

教 育 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第33号、「見附市学校適正配置計画の策定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第33号、「見附市学校適正配置計画の策定について」を説明いたします。

令和7年11月に策定した見附市学校適正配置計画（案）について、令和8年1月から2月にかけてパブリックコメントおよび説明会を実施しました。パブリックコメントには9人の方から、説明会には延べ151人の方から多くの意見をいただきました。

参考までに、いただいた意見の概要を配布してありますが、主に「交通手段の確保」や「環境変化に対する配慮」について多く意見をいただいております。計画案に市の考えを反映しました。会場ごとの意見もパブリックコメントとあわせて公表する予定です。

「基本方針」の項目では、変更前の基本方針を載せることで、変更前とどう変わったのか、見附市として子どもの環境を第一に考えていくことをわかるようにすべきという意見をいただき、追記しております。「実施にあたり配慮する事項」では、意見を参考に、具体的に市が取り組むことを追記しました。「全体イメージ」に、取り組むことをわかりやすく追記しました。

学校再編の方向性については、多くの方からご理解を得ることができたと考えてお

り、計画案から大きな方向性についての変更はなく、意見を反映させたうえで「見附市学校適正配置計画」として策定するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小倉委員

ここまでよく短期間でまとめたなと感心しています。知り合いからは統廃合までの時系列が表になっていて分かりやすいと言われました。なるべく市民によりよく伝わる表現が良いのかなと思います。

教育部長

説明会等でもご意見いただいております、それらも踏まえてできるだけ分かりやすく作成しました。ホームページなどを通じて、さらに市民にもわかりやすく伝えていきます。

齋木委員

これから計画を実行する中で、統合の学年にあたる子どもたちは、まだ保育園児や赤ちゃんの段階の子も多くいます。今の小学生や保護者への説明ももちろんですが、その下の世代にも定期検診などの機会に発信していけると、より一層理解が深まるかなと感じました。

教育部長

私たちも今後どう伝えていこうかを悩んでいるところです。広報みつけや保育園の連絡ツールなどで情報を出しているのですが、なかなか忙しく説明会にも参加者が集まりませんでした。今後もより多くの方の目に触れ、ご理解を頂けるよう努めていきます。

教 育 長

これで最終版となりますので、発言されていない小林委員、武田委員もぜひご意見をお聞かせください。

小林委員

小学校の卒業式に参列し、校長先生とお話をしましたが、地域の方の理解は得られているのではないかと思います。アンケート結果でも過半数の賛同を得ているので、今後なるべくスムーズに進めていただければと思います。個人的にも、見附市はどう動いていくのか不安でした。ようやく動きが見えてきたので、頑張っていたきたいです。

武田委員

大きな変動になると思いますが、比較的順調に見えます。あとは細かい意見にひとつひとつ丁寧に回答していけば良いのではないかと感じています。

教 育 長

ご意見ありがとうございました、ではこれにて質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第34号、「見附市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第34号、「見附市教育振興基本計画の策定について」を説明いたします。

教育基本法第17条2項で「地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公

共同体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされており、1月の総合教育会議で協議いただいた「教育大綱」を基に教育振興基本計画を策定するものです。

計画の概要ですが、基本理念を「ふるさと見附を愛する子ども」「世に役立つことを喜びとする子ども」と定め、3つの基本施策、12の主要施策から構成し、今後5年間に達成すべき指標を設定しています。

計画の期間は令和8年度から令和17年度までの10年間となります。

基本施策・主要施策および主要事業については概要図のとおりとなります。また達成指標は次頁のとおりに設定いたしました。

毎年度開催される「教育行政評価委員会」において、この基本施策等における、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行っていただくこととなります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第35号、「見附市乳児等通園支援事業実施要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第35号、「見附市乳児等通園支援事業実施要綱の制定について」説明します。

見附市では令和6年度から試行的事業として「こども誰でも通園制度」を行ってききましたが、当該事業は令和8年度より子ども・子育て支援法に基づく給付事業「乳児等通園支援事業」として制度化されますので、本格実施にあたり必要事項を定めた要綱を制定するものです。

条文を説明します。

第1条で（趣旨）を、第2条で（実施場所）、第3条（実施事業所の設備基準及び職員配置）、第4条（対象となるこども）を、第5条（利用可能時間）、第6条で（実施方法）を、第7条（認定）、第8条（利用申請）、第9条（利用者負担額等）、第10条（利用者負担額の減免）、第11条（実績報告）、第12条（保存期間）、第13条（個人情報保護）、第14条（その他）として、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。とします。

附則としまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第36号、「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第36号、「見附市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

中学生の部活動地域展開において、令和8年度より地域クラブに参加する際に参加費等の負担金が生じることになりますが、低所得者世帯の生徒においても安心して地域クラブに参加できるよう、援助費（中学校）の種類に「クラブ活動費」を加え、必要な経費の援助を市が行うことに伴う改正するものでございます。

本規則については、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第37号、「見附市立学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第37号、「見附市立学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

見附市立学校において医療的ケアを安全に実施するため、県立特別支援学校医療的ケア実施要項に準拠して医療的ケアを実施しているところではありますが、県立特別支援学校医療的ケア実施要項において、別記様式2（医療的ケア指示依頼書）の書式、別記様式3（診療情報提供書）の標題、書式の変更があったことから、本要綱においても所定の改正をするものでございます。

別記様式2（医療的ケア指示依頼書）の書式、別記様式3（診療情報提供書）の標題、書式の変更とそれに伴う条文を改正するものでございます。（第4条、第7条、第8条）

本規則については、県の要綱が令和7年11月に改正されており、公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第38号、「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第38号、「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、放課後児童クラブ「こども基地 みどりBASE」の新設に伴い、改正が必要となったものでございます。他、別記様式の文言及び形式を現状に即して修正いたします。

附則におきまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第39号、「見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第39号、「見附市放課後児童クラブICT化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、要綱中、補助対象事業について既定している国の通知が廃止され、新たに通知が発出されたため、要綱の一部改正が必要となったものです。

「子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知別紙）」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知別紙）」に改め、他、別記様式の文言及び形式を現状に即して修正いたします。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の見附市放課後児童クラブICT化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和5年9月7日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第40号、「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第40号、「見附市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、対象要件を明確化し、こどもの健やかな成長に不可欠な経済的基盤となる養育費の取決めの促進及び、継続した確保を図るため改正するものです。

内容といたしましては、申請時に市内に住民登録はあるが、居住実態のない者の申請は対象外であること、配偶者等による暴力等を理由に市内に避難しており、住民異動ができない者は対象であることを明記します。また、文言の修正として、教育委員会告示であることから決定権者を市長から教育長へ修正し、根拠法令等の追記・修正するものでございます。

附則におきまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第41号、「見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第41号、「見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、令和8年度、妊婦に対するRS母子免疫ワクチンが定期接種となるため、妊婦が、県外で実施した予防接種費用を助成できるよう、要綱を改正するものでございます。

附則におきまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第42号、「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第42号、「見附市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、現在の対象者の表記では、被験者である児の住所の有無にかかわらず、保護者の住民登録があれば助成申請ができる内容となっていますが、児と保護者の両方の住民登録があるものを対象と表記を変更するものでございます。他、申請期限を3か月から6か月に改め、教育委員会告示であることから決定権者を市長から教育長に、別記様式の文言及び形式を現状に即して修正いたします。

附則におきまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第43号、「見附市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第43号、「見附市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、令和8年度、産後ケア事業（ヘルパー型、日帰り型）において委託事業者から利用料の改定があったこと、および、委託事業者等が産後ケア事業に係る利用料を別途定め、その利用料から自己負担額を除いた額を委託料としその上限額を定めるため、要綱を改正するものです。

附則におきまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和8年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時33分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋 小 可奈子